

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月27日 11時50分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市姫路港広畑区南方沖 飾磨西防波堤東灯台から真方位193° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 43.5′ 東経134° 38.4′)
事故の概要	漁船 ^{だいえい} 大栄丸は、南西進中、錨泊中のケミカルタンカー ^{はちよう} 八洋丸に衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ケミカルタンカー 八洋丸、496トン 133691、共同汽船有限会社、日宣汽船株式会社 B 漁船 大栄丸、4.9トン HG3-43067（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過痕 B 右舷船首部外板に擦過痕
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか6人が乗り組み、荷役待機の目的で、左舷錨を投下し、法定の形象物を掲げ、船首を北方に向けて錨泊していた。 船長Aは、船橋で守錨当直を行っていたところ、A船の船首方を右舷方から左舷方に向けて横切る態勢で南西進しているB船を認めた。 A船は、船長Aが、船舶電話の呼び出しに対応中、ふと船首方を見たところ、左転しながら接近するB船を認めたものの、どうすることもできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、自動操舵により南西進していた。 B船は、船長Bが、前部甲板で片付け作業等をしていたところ、船首方約20mにA船を認めた直後、A船と衝突した。
分析	A船は、法定の形象物を掲げて錨泊中、B船が衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、前部甲板で片付け作業等をしていて見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付くのが遅れ、A船に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、船長Bが見張りを行っていなかったため、B船が前路で錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。